

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱

(平成29年3月31日市長決裁28川経工第1163号)

(通則)

第1条 川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金（以下「助成金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及びその他法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、中小製造業者が市内の助成対象地域において行う工場等を新增設する事業（以下「立地促進事業」という。）、及び工場の操業環境の改善に資する事業（以下「操業環境改善支援事業」という。）に係る経費に対し、助成金を交付することにより、本市のものづくり企業の集積を維持・強化することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 製造業 日本標準産業分類に定める製造業をいう。

(2) 中小製造業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者のうち製造業を主たる事業として営む者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者（国、地方公共団体を含む。）をいう。以下同じ。）が所有している者

イ 当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(3) 工場等 製造業の用に供する施設（製造業に係る研究開発のための施設を含む。以下「生産施設」という。）及びこれに附随する施設（事務所、倉庫、会議室、休憩室、ロッカー室、食堂、駐車場等を含む。以下「関連施設」という。）をいう。

(4) 新增設 工場等を新築又は既存の建物を新たに取得することをいう（既存の建物を賃借する場合を含む。）。

(5) 生産設備 製造業における物品の製造過程又は研究開発過程において必要となる機械又は装置等をいう。

(交付の対象)

第4条 助成金の交付にかかる対象者、地域、事業、経費、助成率、助成限度額及び助成金の額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付申請書（第1号様式又は第2号様式。以下「交付申請書」という。）のほか別表第1に掲げる書類（市長が書類の提出が困難と認める場合は、それに類する書類）を添えて正副2通を作成し、別表第1に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 この要綱に基づく申請は、同一申請者の前項の規定による申請を、立地促進事業は年度内に1件まで、操業環境改善支援事業は2年度内（交付申請日の属する年度を含む。）に1件までとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第5条の2 申請者は、交付申請額が100万円を超え、かつ申請事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

(1) 1件の金額が100万円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(事前着手届)

第6条 立地促進事業において、申請者は、前条第1項に規定する申請書を市長に提出した後、第7条第1項に規定する交付決定の前に、助成対象事業に係る土地、建物の売買契約若しくは賃貸借契約の締結又は建物の新增設工事に着手するときは、事前に川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金事前着手届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果について、川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付決定通知書又は不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

3 市長は、第1項に規定する交付決定の通知に際し、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(有識者等からの意見聴取)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付の決定及び第9条第5項の規定による変更等の承認について必要があると認めるときは、有識者等に意見を求めることができる。

(事業計画の変更等の承認)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金事業計画変更承認申請書、事業計画中止（廃止）承認申請書又は事業計画承継承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業計画の内容を変更しようとするとき。

(2) 事業計画の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事業計画の全部又は一部を他に承継させようとするとき。

2 前項第1号に規定する事業計画を変更する場合において、助成対象経費の金額が変更となるときは、変更前の助成対象経費を上限とし、変更に応じた減額のみを行い、増額は行わないものとする。

3 第1項第1号の規定について、助成対象事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲の軽微な変更である場合には、第12条に規定する実績報告書を提出することによりこれに代えることができる。

4 前項の規定について軽微な変更とは、次の各号をいう。

(1) 助成対象事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲の細部の変更

(2) 事業実施期間を前倒しする場合

(3) 事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲での事業の一部を中止する場合であって、助成対象経費から該当分を除算する場合

(4) 同一費目において経費の配分を変更する場合であって、事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合

(5) 費目間での経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費の合計額の3割以内となる場合。

(6) 助成対象経費を増額する場合であって、助成金額に変更が生じない場合

(7) その他、市長が軽微と認める場合

5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その結果について、川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金事業計画変更等承認通知書又は不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

6 市長は、前項に規定する承認を行う場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 第7条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 助成金の交付の申請を取下げようとするときは、第7条第1項に規定する交付決定の通

知を受けた日（以下「交付決定日」という。）から３０日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- ３ 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（状況報告等）

第１１条 交付決定事業者は、市長から助成対象事業の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- ２ 交付決定事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１２条 交付決定事業者は、操業開始の後、川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金実績報告書（第７号様式又は第８号様式。以下「実績報告書」という。）のほか別表第１に掲げる書類（市長が書類の提出が困難と認める場合は、それに類する書類）を添えて正副２通を作成し、別表第１に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- ２ 実績報告の基礎となる助成対象経費は、第７条第１項の規定に基づき交付決定された助成対象経費を超えることはできない。

- ３ 第１項の規定に関わらず、第５条に基づいて提出された書類と重複する場合は、当該書類の提出を省略することができる。ただし、書類の内容に変更が生じている場合は、この限りでない。

（助成金の額の確定）

第１３条 市長は、前条第１項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付額確定通知書（第９号様式）により交付決定事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第１４条 交付決定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知書を受理した後、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項に基づく請求のあった日から３０日以内に、助成金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第１５条 市長は、第１２条第１項に規定する実績報告を受けた場合において、その報告に係る助成対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を執るべきことを交付決定事業者に命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項に規定する命令に対して交付決定事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定事業者が第9条第1項第2号に規定する事業計画の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請を行い、又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金の交付を受けるまでに第4条に定める要件を欠くことになったとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 天災地変その他助成対象事業の交付決定後に生じた事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。
- (5) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (6) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (7) 助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (8) 事業計画の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請を行ったとき。
- (9) 第19条の規定に違反したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は助成金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 助成事業者は、前項に規定による取消しにより助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。
- 3 助成金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

(交付決定事業者の責務)

第18条 交付決定事業者は、産業の振興に関する市の施策に協力するとともに、工場等の周辺環境の良好な維持に努めなければならない。

- 2 交付決定事業者は、助成対象事業の実施及び操業に際し、市内企業を積極的に活用するよう努めなければならない。
- 3 市長が交付決定事業者に対しアンケート・ヒアリング調査等を行うときは、当該調査・資料の提出等に協力しなければならない。

(操業の継続)

第19条 立地促進事業において、第14条第2項に規定する助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第13条に規定する交付額確定通知書を受領した日（以下「助成金額確定日」という。）の属する年度の終了後10年間は現地にて継続して操業しなければならない。

(書類の整備等)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る帳簿及び書類を、助成金額確定日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価額又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金取得財産等処分承認申請書（第10号様式）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金額確定日の属する年度の終了後10年間を経過した場合、又は当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過した場合、若しくはやむを得ない事由によると市長が認めた場合はこの限りでない。

(検査)

第22条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告を求め、又は職員に当該申請者の事業所等に立入らせ、書類・帳簿等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、助成事業者は協力しなければならない。

(暴力団の排除)

第23条 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とはしない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を

行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 市長は、交付決定事業者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、経済労働局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年9月14日以前に提出された第1号様式の別紙3及び第2号様式の別紙3については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条、第 1 2 条関係）

事業区分	立地促進事業
助成対象者	中小製造業者のうち次の各号のすべてに該当する者 (1) 公租公課を滞納していないこと。 (2) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 (3) 財務状況が著しく悪くないこと。
助成対象地域	市内の都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域及び工業地域 ただし、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区のうち別表第 2 に掲げる地区及び市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター等）に入居する場合は除く。
助成対象事業	助成対象者が助成対象地域において行う事業であって、次のすべての要件を満たすもの (1) 工場等を新增設する事業。ただし、関連施設のみを整備する場合、工場等の新增設を伴わない生産設備のみの賃借又は取得の場合は、助成対象事業に該当しないものとする。 (2) 助成対象経費の総額が 5 0 0 万円以上の事業 (3) 公害の防止等について適切な対策が講じられている事業 (4) 交付決定日の属する年度を含め 3 年度以内に新增設した工場等の操業を開始する事業。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。 (5) 契約の相手方と、次のいずれの関係にも該当しない事業 ア 一方が他方の代表者又は役員であること。 イ 一方が他方の代表者の 2 親等内の親族であること。 ウ 一方が他方の 5 0 パーセント超の株式を有していること（5 0 パーセント超の株式を有する別の会社と合わせて 5 0 パーセント超の株式を有するなど実質的な支配権を有している場合を含む。）。 (6) 必要な届出又は許認可を得ている事業
助成対象経費	1 交付申請書を市長が受理した日の翌日以降に助成対象事業に係る土地、建物の売買契約若しくは賃貸借契約の締結又は建物の新增設工事に着手し、かつ、操業開始日までに支払いが完了（ただし、助成対象経費に算入した賃借料又はリース料において操業開始日までに支払いが完了していないものについてはこの限りでない。）したもののうち次に掲げる経費とする。

	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産（冷暖房・照明・昇降機などの建物附属設備、生産設備、外構等を含む。）の取得等に要する費用（賃借料、リース料を含む。）。ただし、当該費用が、近隣地域等の相場に比べて著しく高額であると認められる場合は、市長は市場相場価格等を参考として算出した額を助成対象経費とすることができる。 (2) 前号に附随する費用（土地造成費、測量費、設計費、改修費等） (3) 生産設備の運送及び設置に係る費用 (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費 2 前項で規定する助成対象経費の算出方法については、次のとおりとする。 (1) 関連施設の面積は、新增設した工場等の延床面積のうち、生産施設の面積を限度として助成対象とする。 (2) 工場等と住宅を併設する場合は、住宅部分に係る経費を除く費用を助成対象とする。 (3) 工場等の新增設に伴い取得若しくは賃借する敷地内又は建物内に助成対象事業以外の部分が含まれる場合には、建物の延床面積をもとに按分する。 (4) 土地を賃借した場合の賃借料は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。 (5) 既設工場等を賃借した場合の賃借料（共益費を含む。敷金、礼金、その他これらに類するものは除く。）は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。 (6) 償却資産について、リース契約を行った場合のリース料については、1,000万円と月額リース料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。 (7) 生産設備は、取得価額が単価50万円以上のものに限る。 (8) 助成対象事業以外の事業と混合して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないものは助成対象外とする。 (9) 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等及び各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等）は助成対象外とする。
助成率	助成対象経費の1／10以内

助成限度額	別表第3及び第4のとおり
助成金の額	1 助成対象経費に助成率を乗じた額と助成限度額とを比較して、いずれか少ない額とする。 2 前項の規定により算出した助成金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 3 市長は、予算の範囲内において助成率を減じることができる。
交付申請書類	1 交付申請書（第1号様式） 2 企業概要書（第1号様式の別紙1） 3 事業計画書（第1号様式の別紙2） 4 誓約書（第1号様式の別紙3） 5 評価基準申請書（第1号様式の別紙4）及び附随資料 6 企業概要（パンフレット等） 7 法人の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届の写し、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類） 8 直近3期分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書又はこれらに準ずるもの） 9 中小企業診断士等が作成した財務内容・経営計画等評価意見書 10 直近の納税証明書（法人住民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）） 11 計画概要資料（位置図、平面図、立面図等） 12 現工場（既存工場）の現況写真（外観・内部） 13 経費積算に係る見積書等の写し 14 市内中小企業者であることの誓約書（第1号様式の別紙5）（100万円を超える契約について、川崎市の競争入札参加資格名簿に登録されていない市内中小企業者から見積書を取得する場合に限る。） 15 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第1号様式の別紙6）（100万円を超える契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しがたい事由がある場合に限る。） 16 既存の建物を賃借又は取得する場合、建物の建築確認が証明できる書類（建築計画概要書、建築確認済証、検査済証等の写し、建築確認等台帳記載証明書等） 17 建物所有者の承諾書類（既存の建物を賃借し、当該建物において改修工事等を実施する場合に限る。） 18 助成対象事業に係る不動産（土地・建物）の全部事項証明書（既存の建物を賃借した場合を除く。）

	19 その他市長が必要とする書類
交付申請の指定期日	助成対象事業に係る土地、建物の売買契約又は賃貸借契約の締結日若しくは建物の新增設工事の着手日のうち最も早い日の前日までとする。
実績報告書類	1 実績報告書（第7号様式） 2 事業実績書（第7号様式の別紙1） 3 賃借料又はリース料を助成対象経費に算入した場合、賃借料支払証明書兼事業経費明細書（第7号様式の別紙2） 4 評価基準報告書（第7号様式の別紙3）及び附随資料 5 発注実績報告書（第7号様式の別紙4）（100万円を超える契約・発注を行った場合に限る。） 6 助成対象事業に係る不動産（土地・建物）の全部事項証明書（既存の建物を賃借した場合は除く。） 7 当該事業の実施に係る注文書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し 8 建築確認済証、検査済証等の写し（既存の建物を賃借又は取得した場合で、既に建築確認証明書類を提出している場合は除く。） 9 機械及び装置等の各償却資産（建物附帯設備は除く）の機種や仕様が分かる資料（カタログ、仕様書等） 10 助成対象事業の完成図（位置図、平面図、立面図等） 11 完成写真（外観・内部） 12 交付申請書の添付書類のうち変更のあった書類 13 その他市長が必要とする書類
実績報告書の指定期日	新增設した工場等の操業を開始した日以降で、かつ、年度内とする。ただし、賃借料又はリース料を助成対象経費に算入した場合であって、当該年度内に当該算入経費の支払いが完了していない場合には、支払いが完了した日の属する年度内とする。

事業区分	操業環境改善支援事業
助成対象者	助成対象地域に工場を有する中小製造業者のうち各号のすべてに該当する者。 （1）公租公課を滞納していないこと。 （2）事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 （3）過去2年度以内（交付申請日の属する年度を含む）に川崎市ががんばるものづくり企業操業環境整備助成金の交付決定を受けていないこと。
助成対象地域	（1）防音・防振・脱臭対策：市内全域（一部地域を除く※）

	(2) 浸水対策：各種ハザードマップ等において浸水の可能性を有する地域 ※都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区のうち別表第2に掲げる地区及び市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター等）に入居する場合は除く。
助成対象事業	助成対象者が助成対象地域内で過去1年間以上、操業する既存工場（賃借の場合を含む。）において行う事業であって、次のすべての要件を満たすもの。ただし、他の補助金等を助成対象経費の一部に充当した場合又は生産設備の新規導入の場合は、助成対象事業に該当しないものとする。 (1) 近隣の住環境との調和を図るために操業環境の改善を図る事業であって、次のいずれかに該当する事業 - ア 防音対策に係る事業 - イ 防振対策に係る事業 - ウ 脱臭対策に係る事業 - エ 浸水対策に係る事業 - オ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業 (2) 助成対象経費の総額が10万円以上の事業 (3) 指定期日までに市長に実績報告書を提出し、かつ、当該年度内に第13条に規定する現地調査等を受け、事業による成果を確認することができる事業 (4) 必要な届出又は許認可を得ている事業
助成対象経費	当該年度において、交付決定日以降に助成対象事業の工事に着手し（ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。）、かつ、支払いが完了したもののうち次に掲げる経費とする。ただし、助成対象事業以外の事業と混合して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないもの、並びに消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は助成対象外とする。 (1) 防音設備（生産設備等から発生する騒音を低減する設備）の設置及び防音を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用 (2) 防音効果のある建物、建物附属設備等（防音壁、防音ガラス等）の設置に係る費用 (3) 工場内から出る騒音を低減するために行う空調設備（据置型空調設備等）の設置や改修工事（外壁の断熱塗装、室内発電機の

	設置場所の変更工事等）に係る費用 (4) 防振設備（生産設備等から発生する振動を低減する設備）の設置及び防振を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用 (5) 脱臭装置（生産設備や原材料等から発生する臭気を低減する設備）の設置及び脱臭を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用 (6) 臭気を低減するための改修工事（排出口の向きや位置、高さを変更する等、臭気を低減するための工事）に係る費用 (7) 浸水対策を目的とした設備（止水板等）の購入・設置や建物の改修工事に係る費用 (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める費用
助成率	助成対象経費の 3 / 4 以内
助成限度額	3 0 0 万円
助成金の額	1 助成対象経費に助成率を乗じた額と助成限度額とを比較して、いずれか少ない額とする。 2 前項の規定により算出した助成金の額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 3 市長は、予算の範囲内において助成率を減じることができる。
交付申請書類	1 交付申請書（第 2 号様式） 2 企業概要書（第 2 号様式の別紙 1） 3 事業計画書（第 2 号様式の別紙 2） 4 誓約書（第 2 号様式の別紙 3） 5 企業概要（パンフレット等） 6 法人の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届の写し、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類） 7 直近の市税納税証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）） 8 計画概要資料（位置図、平面図、立面図等） 9 現工場（既存工場）の現況写真（外観・内部） 1 0 当該事業の実施に伴う効果が分かる資料（カタログ、仕様書等） 1 1 建築計画概要書の写し、建築確認等台帳記載証明書等 1 2 経費積算に係る見積書等の写し 1 3 市内中小企業者であることの誓約書（第 2 号様式の別紙 4）（1 0 0 万円を超える契約について、川崎市の競争入札参加資格名簿に登載されていない市内中小企業者から見積書を取得する場合に限る。）

	1 4 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第 2 号様式の別紙 5）（1 0 0 万円を超える契約について、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書を取得しがたい事由がある場合に限る。） 1 5 建物所有者の承諾書類（当該事業を申請者以外のものが所有する建物において実施する場合に限る。） 1 6 その他市長が必要とする書類
交付申請の指定期日	助成対象事業の工事の着手前であって、かつ当該年度の 1 月 3 1 日（休庁日である場合はその翌日）までとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
実績報告書類	1 実績報告書（第 8 号様式） 2 事業実績書（第 8 号様式の別紙 1） 3 発注実績報告書（第 8 号様式の別紙 2）（1 0 0 万円を超える契約・発注を行った場合に限る。） 4 当該事業の実施に係る注文書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し 5 当該事業の実施により購入した設備の配置や工事箇所がわかる図面及び写真等 6 事業の効果を確認するための事業実施前後の騒音等測定結果資料等（防音対策もしくは防振対策を実施する場合に限る。） 7 交付申請書の添付書類のうち変更のあった書類 8 その他市長が必要とする書類
実績報告書の指定期日	助成対象事業が完了した日から起算して 3 0 日以内か当該年度の 3 月 1 5 日（休庁日である場合はその翌日）のいずれか早い日までとする。

別表第 2

	地区	所在区
1	殿町 3 丁目地区地区計画区域内の A 地区、B 地区及び C 地区	川崎区
2	新川崎地区地区計画区域内の A 地区、D 地区及び E 地区	幸区
3	久地地区地区計画区域内の A 地区	高津区
4	栗木マイコン地区地区計画区域内の研究開発施設地区及び関連施設地区	麻生区
5	南黒川地区地区計画区域内の研究開発施設地区及び商業業務施設地区	麻生区

別表第 3

評価項目	評価基準	評価区分
雇用の拡大	次のいずれかの基準により常用の従業員を雇用すること ・ 5 名以上 ・ 申請時における常用雇用の従業員総数の 5% 以上	評価基準を 3 項目以上満たす事業を「重点支援評価」とし、それ以外の事業を「標準評価」とする。
成長意欲・拡張志向	申請者の市内事業所の生産施設面積が 15% 以上もしくは 150 m ² 以上増加すること	
生産性向上	新たな生産設備、生産性向上に資するソフトウェア等（単価 50 万円（税抜）以上）の償却資産を取得し、その総投資額が 500 万円（税抜）以上であること（賃借料、リース料を含む）	
重点支援地域	新增設を行う工場等の住所が次のいずれかであること ・ 高津区久地、宇奈根、下野毛、北見方 ・ 中原区宮内、上小田中、市ノ坪、中丸子 ・ 川崎区日ノ出、塩浜	
スタートアップ企業の市内定着率向上	・ 市内インキュベーション施設からの立地	
企業誘致	・ 市外からの立地	

別表第 4

	助成限度額	
	重点支援評価	標準評価
工場等の新築・既存物件の取得	3,000 万円	2,500 万円
賃貸物件への入居	2,000 万円	1,500 万円